

立川市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 11 月 27 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市営住宅条例の一部を改正する条例

立川市営住宅条例（平成9年立川市条例第35号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
名 称	位 置	戸 数		名 称	位 置	戸 数	
立川市営一番町北住宅 ……略……	立川市一番町4丁目62番地 ……略……	138戸 ……略……		立川市営一番町北住宅 ……略……	立川市一番町4丁目62番地 ……略……	80戸 ……略……	
	の3				の3		

附 則

この条例は、平成27年2月1日から施行する。